

薬剤師としての 心構え

川崎市薬剤師会
副会長 伊藤 啓

薬剤師綱領

- 一、薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造、調剤、供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。
- 一、薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う。
- 一、薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学、医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

患者団体からの意見

- 薬局・薬剤師の社会的信用を失墜させる事例が続発しているだけでなく『**現場の医薬分業で患者・生活者はメリットをほとんど感じない**』や、『**大半の薬局は不十分でコストサービスに見合っていない**』などの厳しい意見が患者団体からも寄せられ、一部の問題がある薬局・薬剤師が改善策を講ずるのみならず、今後は真面目に働いている薬剤師も含めて全体が社会的な役割を果たすためにどのような活動をしていくべきかを考え直す必要に迫られている。
- 社会から求められる評価される仕事とは何なのかを見据え、倫理観を持った**10年後にも活躍できる姿を共に考えたい。**

必要ない薬剤師のタイプ

- ・自分本位で、患者の立場になって行動できない薬剤師
- ・勉強していない、患者の質問に答えられない薬剤師
- ・個性をブランドに高められない薬剤師
- ・他者依存の薬剤師
- ・現状に満足している薬剤師
- ・調剤報酬ばかりに気をとられて、患者のことを気にかけない
- ・努力しなくても食える世界に安住する薬剤師
- ・与えられた仕事のみをただこなす薬剤師
- ・一般常識が欠落している薬剤師
- ・薬しか知らない、調剤しかできない薬剤師
- ・患者目線にたてない頭でっかちな薬剤師
- ・医療人としての自覚のない薬剤師

いつまで
受動的なのか？

カエルは熱くされている
ことに気づかない



外部環境の
変化に気づかないと...



“茹でガエル”???



カエルは
最後まで
熱くなっていることに
気づかなかった...

医薬品医療機器制度部会、第4回会合

- 山口育子委員（ささえあい医療人権センターCO ML・理事長）は、「現状の医薬分業で患者・生活者はメリットをほとんど感じていない」と切り出し、「大半の薬局は不十分で、（医薬分業は）コスト・サービスに見合ったものではない」
- 花井十伍委員（ネットワーク医療と人権・理事）は医療提供において『薬剤師は必要であるかどうか』の点だ」と言及。薬剤師の職能を十分に活かしているとは言い難い

医薬品医療機器制度部会、第4回会合

- 圧倒的な批判に晒された乾委員は「厳しい意見が多いのはごもっとも。ただ、現場では患者と向き合い、真面目に働いている薬剤師が大半。一部のできていない薬局・薬剤師へどのようにするのかを考えたい」と語り、薬剤師は決して点数のためだけに仕事をしている訳ではないことを強調した。

薬歴未記載問題

- 幸いなことに(?)患者さんに実害は及んでいなかった。
- 薬歴を書いていなくても誰も困らない。
- であれば、結構なコストかけて書いているけど、無くてもいいのかも知れない。
- 「医薬分業に意味はない」という話ではなく、
- 「医薬分業はすばらしい制度だが、現状には課題があるので、そこは修正すべきだ」ということではないでしょうか。

薬局での薬機法関連法令違反の事例



薬局での薬機法関連の法令違反内容としては、以下のことが挙げられます。経営者が発する指針や役職員に対する教育訓練、社内規定の策定等にあたっては、法令違反が起こりうる場面を想定して行わないといけません。

- **調剤録（薬歴）への未記載**（服薬指導の概要等、以前は調剤録への記載が求められていなかった事項も、改正薬機法で調剤録に記載し保管管理することが求められるようになりました。）
- **調剤した薬局の付け替え**（調剤した薬局と異なる薬局で調剤を行ったように見せかけた場合、調剤した薬局、付け替え先の薬局共に、虚偽の記載をしたものであることから、薬機法違反にもなります。）
- **処方箋受付日の変更**（調剤した日に、処方箋がない場合、無処方箋調剤になります。）
- **非薬剤師に軟膏の練合などの調剤行為**を行わせること
- **身分のはっきりしない者から医薬品を購入**して、他者への販売や患者に調剤して交付した場合、薬機法違反になります。（ハーボニー偽造薬事件を受けた薬機法規則改正）

薬局再編の全体像

～ 立地 から 機能 へ～

現状

57,000薬局あるが、門前中心に医薬分業のメリットを実感しにくいとの声

様々な医療機関からの処方箋を受付

特定の診療所からの処方箋を受付

特定の病院からの処方箋を受付

面分業

門前薬局を含め、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す

診療所門前

中小病院門前

大病院門前

2025年まで

すべての薬局を「かかりつけ薬局」へ

かかりつけ薬局

- ・ ICTを活用し、服薬情報の一元的・継続的把握
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ 医療機関をはじめとする関係機関との連携

+

- ・ **健康サポート機能**
(地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援)

※**健康サポート薬局**として活動
(日常生活圏域ごとに必要数確保)

- ・ **高度薬学管理機能**
(抗がん剤等の薬学的管理)

2035年 まで

- 団塊の世代が要介護状態の方が多く85歳以上に到達
- 一般的な外来受診はかかりつけ医が基本となる

立地も地域へ

既に地域に立地

建替え時期等を契機に立地を地域へ移行

日常生活圏域でのかかりつけ機能の発揮

「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」そして「地域」へ～

○かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

平成27年10月23日
厚生労働省公表資料改変

対物業務から対人業務へ

患者中心の業務

薬中心の業務

- ・処方箋受取・保管
- ・調製(秤量、混合、分割)
- ・薬袋の作成
- ・報酬算定
- ・薬剤監査・交付
- ・在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、専門性を向上するための研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、患者の同意の下、検査値や疾患名等の患者情報を共有
- 医薬品の安全性情報等の最新情報の収集

専門性＋コミュニケーション
能力の向上

患者中心の業務

- ・処方内容チェック
(重複投薬、飲み合わせ)
- ・医師への疑義照会
- ・丁寧な服薬指導
- ・在宅訪問での薬学管理
- ・副作用・服薬状況のフィードバック
- ・処方提案
- ・残薬解消

薬中心の業務

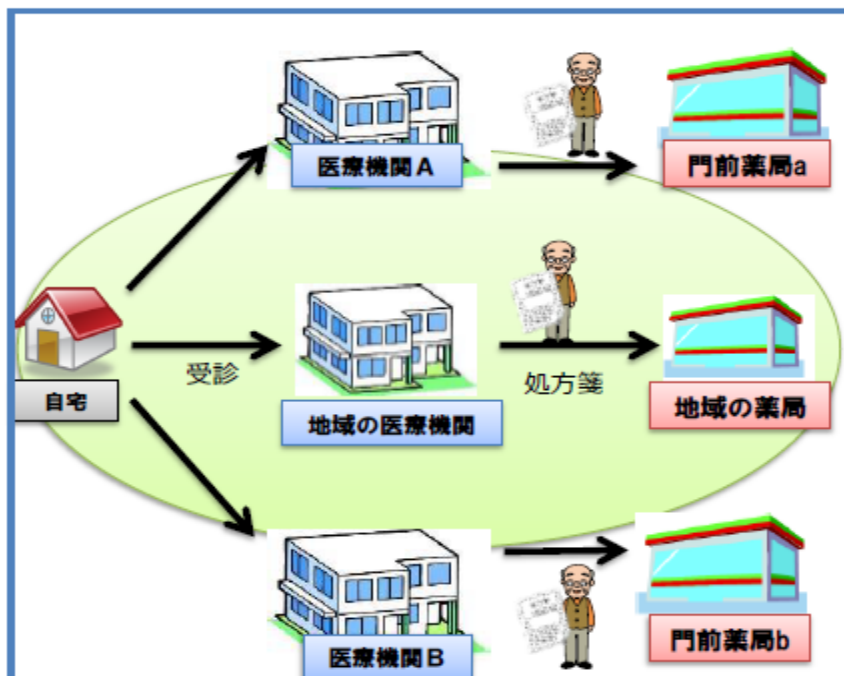
医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

5月21日規制改革会議健康・医療WG
厚生労働省提出資料（改）

- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服用薬について一元的な薬学的管理を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

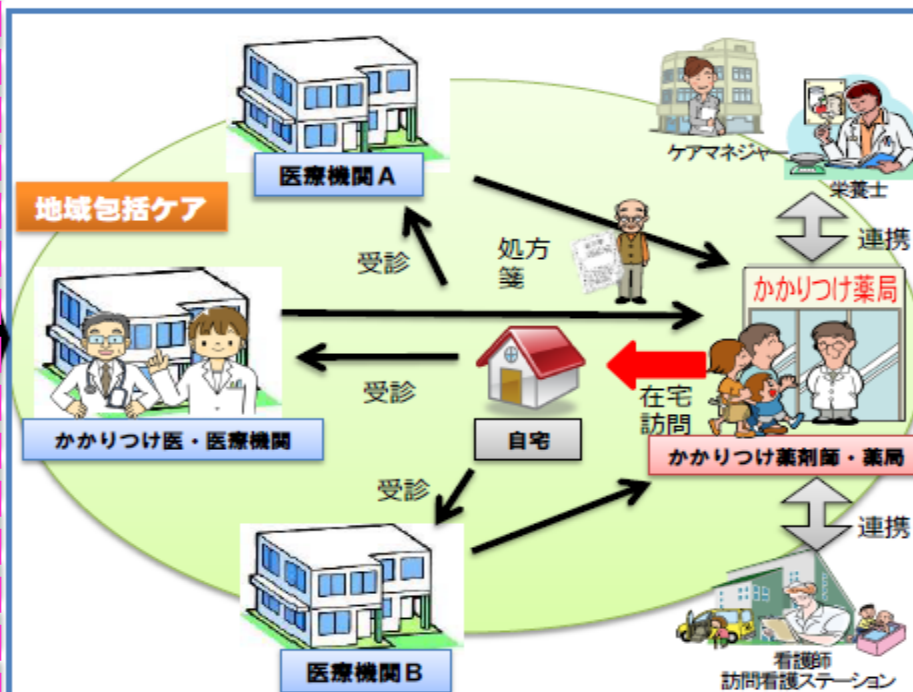
今後の薬局の在り方（イメージ）

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後

患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局が服用薬など患者情報の一元管理や在宅での服薬管理・指導などの機能を果たす、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に取り組む。

1 全体の方向性

- 患者本位の医薬分業の実現に向けて、患者にとって身近なところにある、かかりつけ薬局の機能を明確化するとともに、薬局全体の改革の方向性について検討する。

<患者本位の医薬分業で実現できること>

- 薬剤師は、患者の状態や服用薬を一元的・継続的に把握し、処方内容をチェックする
- 複数診療科を受診した患者は、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される
- 患者は、薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる
- 在宅で療養する患者も、行き届いた服薬管理・指導が受けられる
- 薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される
- 薬剤師は、こうした取組を、地域のかかりつけ医など多職種と連携して行う
- 患者はOTCの使用方法を含め、気軽に健康相談を受けられる など



患者本位の医薬分業の実現に向けて

5月21日規制改革会議健康・医療WG
厚生労働省提出資料

2. 患者がかかりつけ薬局のメリットを実感できるような調剤報酬

- 患者にとってメリットが実感できるかかりつけ薬局を増やし、いわゆる門前薬局からの移行を推進するため、調剤報酬の例えば以下のような評価等の在り方について検討する。

- 在宅での服薬管理・指導や24時間対応など、地域のチーム医療の一員として活躍する薬剤師への評価
- かかりつけ医と連携した服薬管理に対する評価
- 処方薬の一元的・継続的管理に対する評価
- 薬剤師の専門性を生かした後発医薬品の使用促進に対する評価
- いわゆる門前薬局に対する評価の見直し など

→ 患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、多剤・重複投薬等の防止や残薬解消により、医療費の適正化にもつながる

→ 調剤報酬を抜本的に見直すこととし、次期改定以降、累次に亘る改定で対応するよう、今後、中央社会保険医療協議会で具体的に検討。

3. PDCAサイクル

- 医薬分業の質を評価できる適切な指標(疑義照会、在宅医療への参画など)を設定し、定期的な検証を実施しながら医薬分業を推進する。

4. 薬局の構造規制

- いわゆる門前薬局からかかりつけ薬局への移行を進めることに併せて、構造規制に関しては、「経営上の独立性」・「患者の自由な薬局選択」を確保した上で、「形式的な参入規制」から「薬局の機能の評価」へ転換し、患者本位の医薬分業を実現できるよう、今後、中央社会保険医療協議会で検討を進めていく。

「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

健康サポート機能

健康サポート
薬局

- ☆ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献
 - ・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等



かかりつけ薬剤師・薬局

高度薬学管理機能

- ☆ 高度な薬学的管理ニーズへの対応
 - ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等



服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ 副作用や効果の継続的な確認
- ☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
- ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
 - ・患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
 - ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ 夜間・休日、在宅医療への対応
 - ・24時間の対応
 - ・在宅患者への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

☆ 疑義照会・
処方提案

☆ 副作用・服薬状況
のフィードバック

・医療情報連携ネット
ワークでの情報共有

☆ 医薬品等に関する相談
や健康相談への対応
☆ 医療機関への受診勧奨

継続的服薬指導（令和2年9月施行）

○薬剤師法（昭和35年法律第146号）

（情報の提供及び指導）

服薬状況等の継続的な把握、服薬指導

第二十五条の二 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

※薬機法においても、薬局開設者が薬剤師に継続的服薬指導を行わせることを義務づけ（調剤、医療用医薬品の販売時）

（参考）

○ 薬剤師法では、平成8年改正により調剤したときの情報提供が、平成25年改正により薬学的知見に基づく指導が、それぞれ義務づけられた。

＜平成8年改正＞ ※第25条の2の新設

第25条の2 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。

＜平成25年改正＞ ※下線部追加

第25条の2 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

（医薬関係者の責務）

第一条の五 （略）

処方医等への服薬状況等の情報提供（努力義務）

2 薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。

※医療法においても、医師から薬剤師等に対して同様の規定あり

継続的服薬指導の留意点（課長通知）

1 継続的服薬指導等

（２）継続的服薬指導等の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 患者等に一律に実施するものではなく、薬剤師が、患者の服用している薬剤の特性や患者の服薬状況等に応じてその必要性を個別に判断した上で適切な方法で実施するものであること。
- ② 電話や情報通信機器を用いた方法により実施して差し支えないが、患者等に電子メールを一律に一斉送信すること等のみをもって対応することは、継続的服薬指導等の義務を果たしたことにはならない。個々の患者の状況等に応じて対応するものであること。

※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に当たっての留意事項について（薬局・薬剤師関係）」（令和2年8月31日薬生総発0831第6号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）

特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月施行

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。（都道府県知事の認定、1年ごとの更新）

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

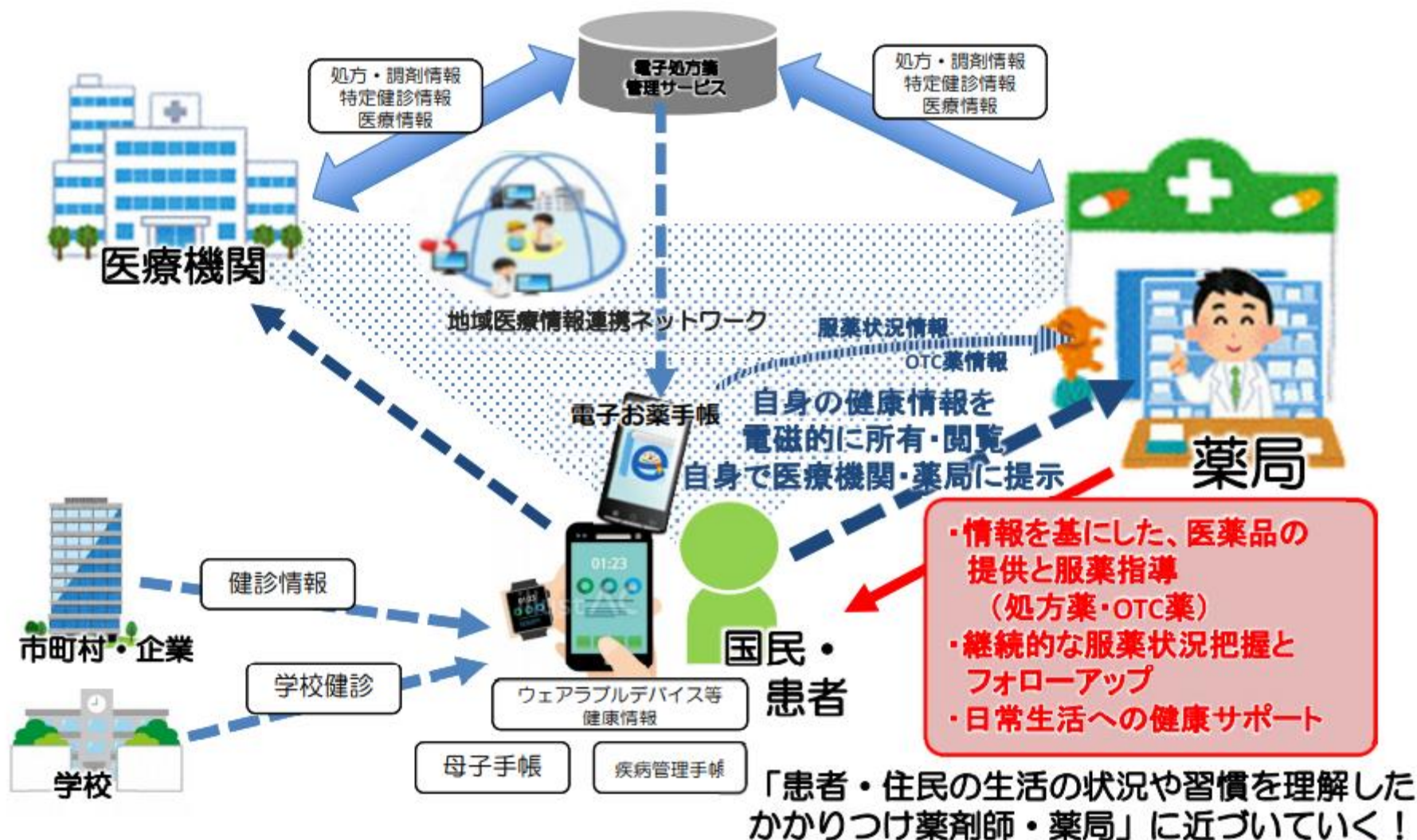
専門医療機関連携薬局



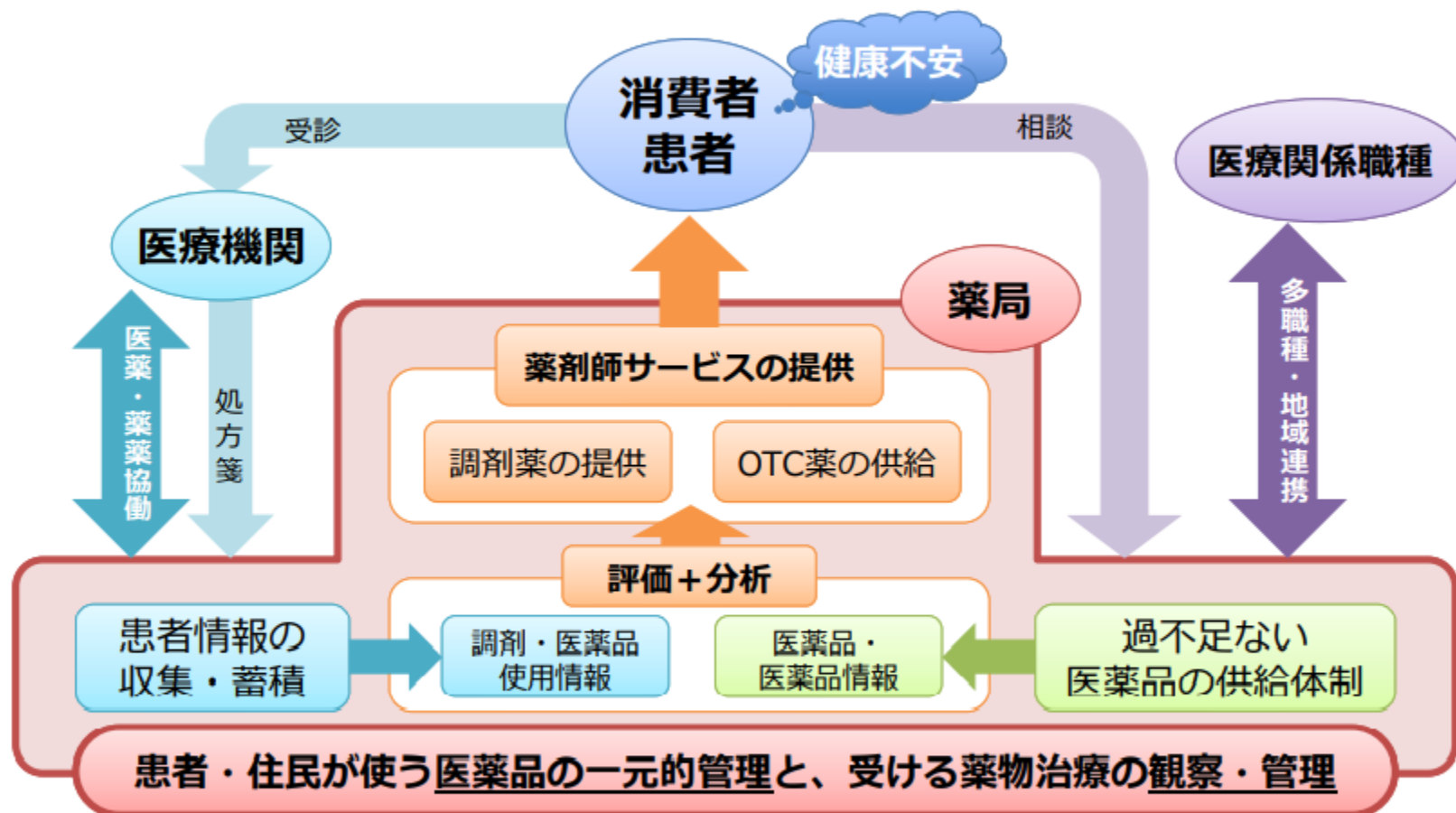
【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置等

保健医療情報およびPHRの利活用による より質の高い服薬管理の提供（概念図）



将来目指すべき薬剤師・薬局の姿 (地域に貢献する薬剤師・薬局のビジョン)



地域・患者への適切な医療提供体制を支える薬局・薬剤師
国民皆保険、地域包括ケアシステムに貢献する薬局・薬剤師の実現

国民・患者へ、必要な医薬品を適切かつ過不足なく供給できる体制の確保

- ・ 患者の服薬状況を一元的・継続的に把握し、適切な管理の下での安全な服薬の確保
- ・ 医薬品入手の「自由」と「利便」の違いに関する、地域社会・住民への啓発（経済的・医療提供体制的）
- ・ コロナ禍や災害時、緊急避妊薬を必要とする事態など平時とは異なる状況下でも必要な医薬品を提供できる体制の構築

地域包括ケアシステムの構築への貢献

- ・ 多職種連携、チーム医療への貢献（共通の言語の活用と、相互の職務に関する理解・協働）
- ・ 医師の働き方改革の実現のための業務連携（タスクシェア/タスクシフト）

医薬品適正使用のための各種方策の推進

- ・ 残薬解消、ポリファーマシー対策、後発医薬品の適切な使用等を含め、患者・住民が適切な費用で医薬品の安全・安心を享受できる体制の確保
- ・ 医療情報の利活用による、より幅の広い薬学的知見での質の高い服薬管理の提供

国民自らによる疾病予防・健康管理意識の醸成と、その促進に資する健康相談等への貢献

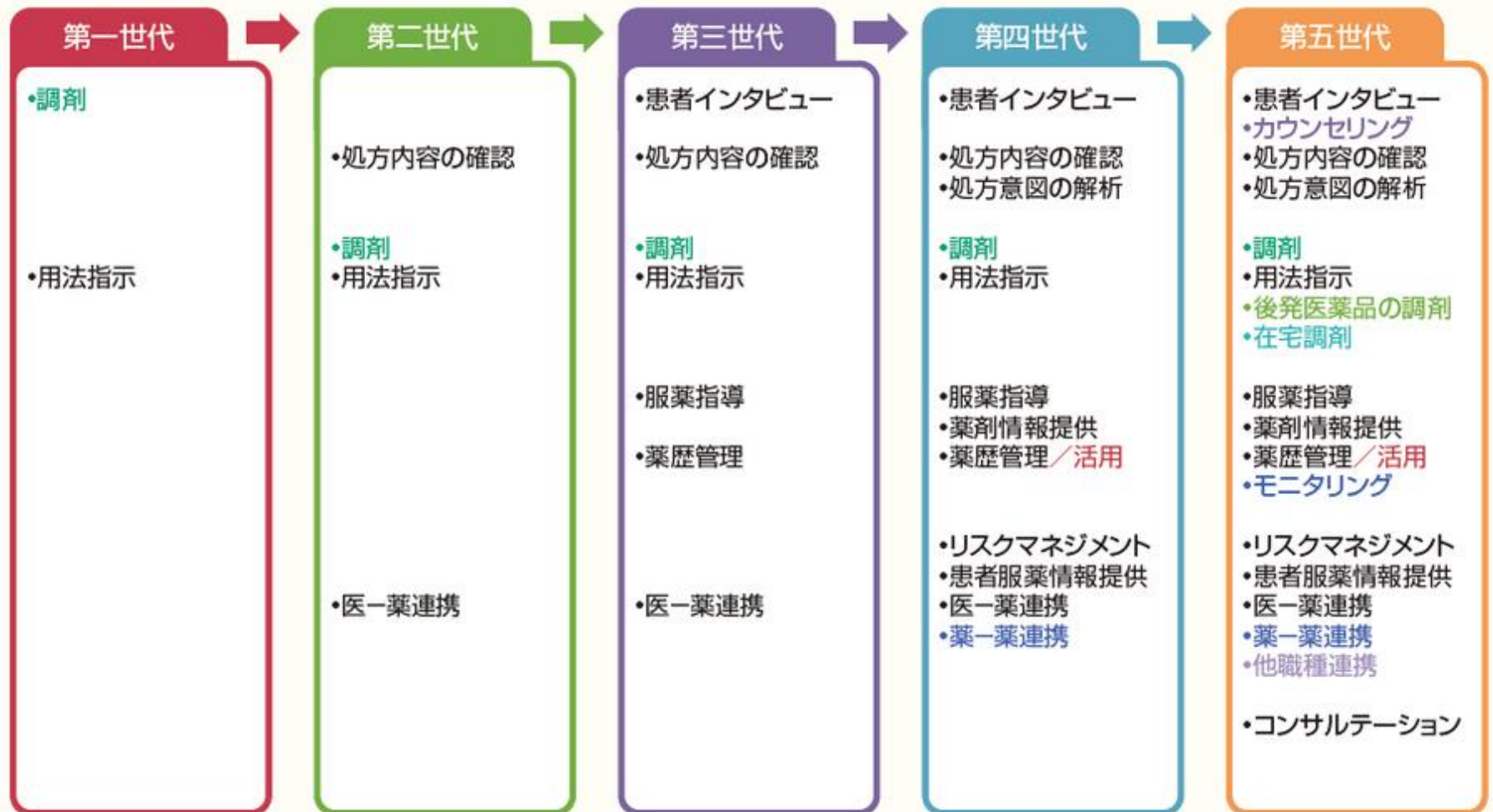
- ・ セルフケア／セルフメディケーションへの支援
- ・ 地域住民に対する薬局・薬剤師の有する健康サポート機能の積極的活用
- ・ 地域住民に対するOTC医薬品の適切な提供と、使用状況の一元的かつ継続的な薬学的管理
- ・ PHRの活用による国民自らの情報管理とその連携による健康管理・薬物治療へのサポート
- ・ 地域住民・子供たちに医薬品の適切な使用や公衆衛生意識の向上を目指した普及・啓発

国民皆保険の堅持

（Sustainability :持続可能性の視点に立つての国民皆保険の維持・運営）

- ・ 国民が安心して最良・最適な医療を受けられる環境の確保
- ・ 国民皆保険の理念の周知と、適切な活用策の啓発

薬局における調剤業務の変化第5世代



薬剤師の将来ビジョン（日本薬剤師会平成23年より引用）

健康サポート薬局の理念

—健康情報拠点としての覚悟—

かかりつけ機能

薬剤に関する情報の一元的・継続的管理



受診しているすべての医療機関を把握
お薬手帳の利用
開店時間外の対応

健康サポート機能

要指導医薬品等の販売・相談
受診勧奨

連携機関の紹介

健康に関する相談

健康食品等を専門的知識に基づき説明



健康コーディネーター

健康サポート機能

薬剤師会との連携
健康増進活動への参加
健康情報の発信
いつでも相談にのれる体制



地域の健康情報拠点

近年の薬剤師業務

一般用医薬品販売
処方箋調剤



この二つの業務で99%以上を占めている

近年の国民からの期待

一般用医薬品販売
処方箋調剤



この二つの業務以外は？

ある薬害被害者団体からの話

- 国民の安全を守るのは薬剤師の仕事
- 医者に任せておいた結果がこの様なのだ
- 薬剤師の職能を存分に発揮して欲しい

本来の薬剤師の任務とは

薬剤師法（昭和三十五年八月十日）

（薬剤師の任務）

第一条

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

薬剤師が行う業務の相手は？

患者ではない

国民であると明記されている

薬剤師が行う業務の相手は？

「**医者**」の役に立つ事が任務だと思ったこ

「**医薬品**が無くてもできる事は山ほどあるはず」

「**薬物治療**」のみの専門家だと思ったことはないか？

国家資格者としての誇り

薬剤師業務の目的は何なのか？

主役は誰なのか？

そして

我々は、なぜ薬剤師になったのか？

健康サポート薬局となる覚悟

いついかなる時も

健やかなる地域住民に対しても

病める地域住民に対しても

薬剤師の知識をもって健康を確保する

健康サポート薬局の理念

相手はすべての国民である

地域住民の健康情報拠点となる

目的は利益ではない

正しい事を貫ける

それは

薬剤師を志した時の大志ではなかったか？

健康サポート薬局の機能

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を備えた上で、地域包括ケアシステムの中で、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する機能を持つ
=健康サポート薬局

かかりつけ薬剤師・薬局(かかりつけ機能)

- ・ 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化 など



健康サポート機能

- ・ 医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと
- ・ 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介すること
- ・ 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施すること
- ・ 地域の薬局への情報発信、取組支援等を行うといった積極的な取組を実施すること など

健康サポート薬局

偽造処方せん
多重受診

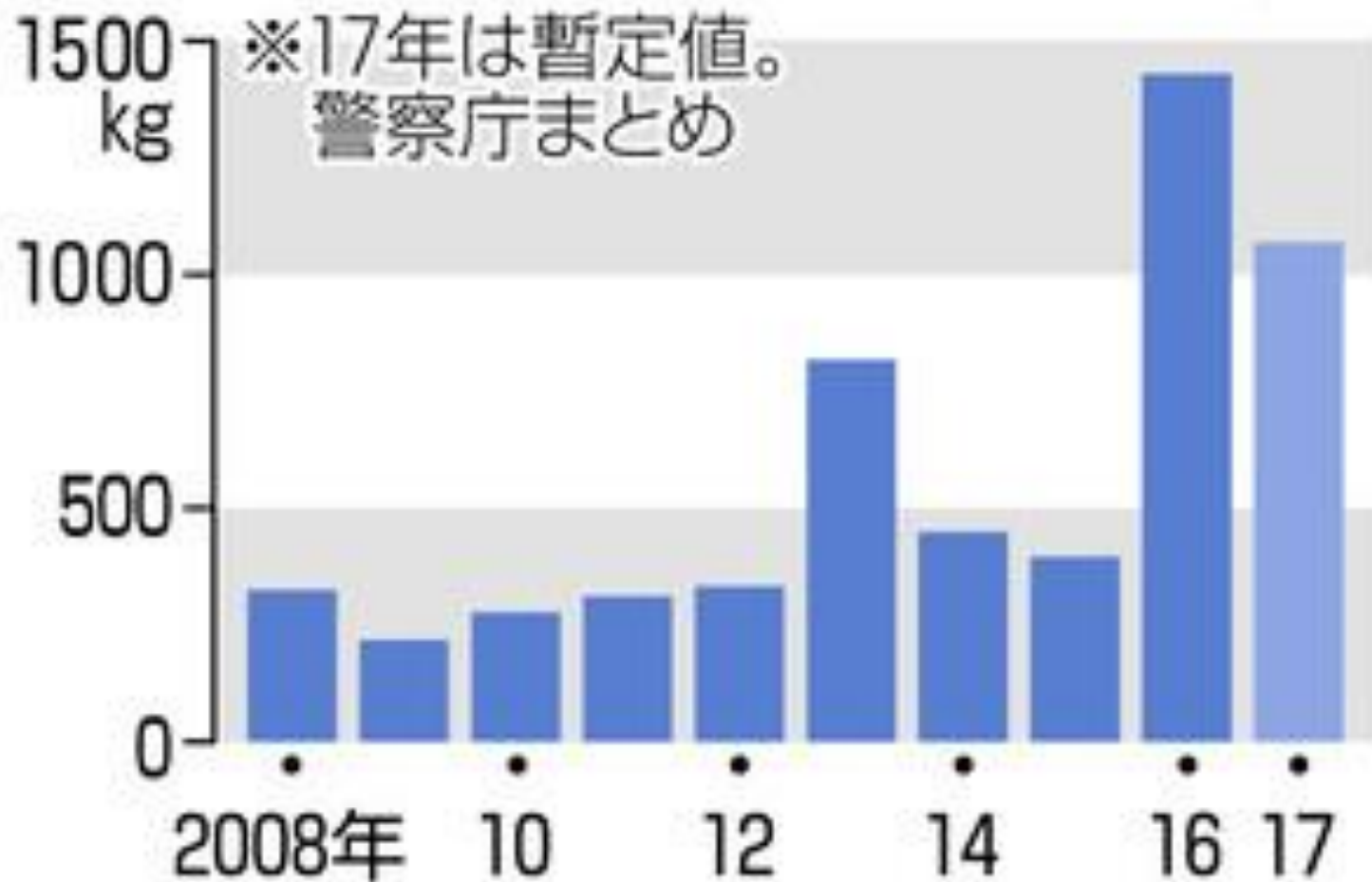
大麻経験、推計130万人 若年層に浸透

- 毎日新聞2018年6月
- 大麻を使用した経験がある人の割合は1.4%で、15～64歳の人口に換算すると推計133万人に上ることが国立精神・神経医療研究センターによる全国調査で分かった。
- シンナーを含む有機溶剤を初めて上回り、乱用薬物では最多となった。若年層に使用を容認する考えが広がりがつつある。

覚醒剤密輸量

昨年押収2年連続1トン超

覚醒剤密輸事件での押収量の推移



「デートレイプ」 という言葉をご存知でしょうか？

- これは恋人や男友達など、結婚相手ではない異性から無理強いされて、または合意しない状態で性行為をすることです。
- ※その中でも薬を混入し意識を失わせて性的暴行を加える「デートレイプドラッグ」の被害が深刻である

偽造処方せん

- 処方せんのカラーコピー
- PCによる処方せんの作成 等

変造処方せん

- 本物に一部を改善したモノ
- 処方せんに手書きの書き加え、修正

多重受診

- 同じ薬や類似薬（**向精神薬**が問題となる場合が多い）を入手する目的で、**複数の病院や診療所**を同時期に受診する者のこと。

大切なのはヒューマンスキル

ヒューマンスキルとは対人関係能力

人間関係を築く上で必要なスキルであり、仕事以外にも用いられる能力や技術。

- ・ヒアリング
- ・ネゴシエーション
- ・プレゼンテーション
- ・リーダーシップ
- ・ビジネスマナーなど

薬剤師に求められるヒューマンスキル

Mission Vision Passion Action

- ①医療人としての意識(生命・健康への関わり)
- ②使命感(薬剤師がやるべき事は何か)
- ③相手に対する思いやり(個別性)
- ④成長志向＝自分を磨くこと(上昇志向とは違う)

必要ない薬剤師のタイプ

- ・自分本位で、患者の立場になって行動できない薬剤師
- ・勉強していない、患者の質問に答えられない薬剤師
- ・個性をブランドに高められない薬剤師
- ・他者依存の薬剤師
- ・現状に満足しているタイプ
- ・調剤報酬ばかりに気をとられて、患者のことを気にかけない薬剤師
- ・努力しなくても食える世界に安住する薬剤師
- ・与えられた仕事のみをただこなす薬剤師
- ・一般常識が欠落している薬剤師
- ・薬しか知らない、調剤しかできない薬剤師
- ・患者目線にたてない頭でっかちな薬剤師
- ・医療人としての自覚のない薬剤師



能動的に
行動せよ！

必要な薬剤師は常識人

- ・マインド・自立・基本動作・患者視点
- ・経営マネジメント力と人材マネジメント力
- ・ひとり一人の価値観や人生観を尊重できる薬剤師
- ・コミュニケーションスキル
- ・ホスピタリティマインドを持つこと
- ・接遇、コミュニケーション、マネジメント
- ・薬学の知識ではなく、サービス業としてのスキル
- ・人間力、コミュニケーション力、マネジメント力、知力
- ・薬剤師として社会に貢献する能力
- ・社会人としての言動
- ・医療人としての自覚、医療、健康に関する知識
- ・基本学力、常識人、特別な能力は必要なし
- ・仁（思いやりの心）と志（誰に何を差し上げたいのかという想い）
- ・ヒューマニズム（他人を思いやる気持ち）
- ・明るく元気、積極的なプラス思考力
- ・専門知識よりも感性が優れている薬剤師
- ・あいさつ、思いやり、誠実さ
- ・外見や話し方など、「外」も含めての人物なのだから外見も大切